

看護補助業務請負仕様書

1 業務場所

沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院

2 業務時間等

1) 業務時間は午前8時00分～午後4時45分までとする。(休憩45分を含む)

ただし、乙の判断による場合に限り、業務時間を超えて業務を遂行することを妨げない。また、勤務部署の事情により、上記勤務時間数を変更しない範囲で就業開始時間を変更することができるものとする。

2) 休日等

休日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、沖縄県立中部病院が平日と同様に診療すると決定した日は、勤務日とする。

なお、台風の接近に際しては甲との協議を経た上で、必要と判断された場合、暴風雨時においても業務を遂行するものとする。

3) 配置人員等

配置人員は業務量を勘案し乙の判断で配置する。

ただし、業務遂行上支障があると甲が判断した場合は、甲乙協議の上検討を行う。

3 資格条件

- 1) 60歳未満で、2/3以上の者が高等学校卒業の学歴を有するもの。
- 2) 心身共に健全で協調性に富み、医療機関に働く者としての心得のある者。
- 3) 情報処理対応可能者を1/2以上配置すること。(エクセル・ワードの初歩程度)

4 業務内容

1) 病室等の環境整備に関する業務

(1) 病室内の整理整頓

- ① 床頭台、オーバーテーブルの整理整頓
- ② 病室の手洗台の清掃、ゴミの始末、ゴミ箱の洗浄
- ③ 病室の壁、窓際、棚等の整理整頓

(2) 処置室、器材室、作業室、準備室の整理整頓

(3) リネン室、ダストルーム等の整理整頓

(4) 洗面所、浴室、トイレの整理整頓

(5) 配膳室、患者用冷蔵庫・製水器の整理整頓

- (6) デイルーム・プレイルームの整理整頓
- (7) 診察、処置室、待合室の整理整頓
- (8) 室内のカーテンの清潔、取り替え及びカーテンレールの清潔

2) 給食に関する業務

- (1) 配膳、配茶、飲料水の補充
- (2) 下膳（湯飲み、イルリガートの洗浄）及び後片づけ
- (3) 患者の状況によっては食事の世話

3) 病衣、寝具、リネン類に関する業務

- (1) ベットメーカー・シーツ交換の準備と後片づけ（医師当直室を含む）
- (2) 抑制帯、ミトン等の洗濯
- (3) 洗濯物の搬送、リネン類の受領及び整理整頓
- (4) 新生児用（NICU）リネンの中央材料室へ提出と受領

4) 患者の清潔に関する業務

- (1) モーニングケア、イブニングケアの準備と後片づけ
- (2) シャワー浴、入浴、洗髪の準備、後片づけ
- (3) 患者の状況によっては身体の清潔の世話

5) 患者の排泄物に関する業務

- (1) 尿、便器等の後片づけ（蓄尿袋の取り替え等を含む）
- (2) 尿、便器等の洗浄、消毒
- (3) 患者の状況によっては排泄の世話

6) 機器、器具等の手入れ、洗浄、保管に関する業務

- (1) 吸引ビンの交換、洗浄
- (2) カテーテル類、ネブライザー等ラインの洗浄、消毒、乾燥、整備等
- (3) アイスノンの準備、後片づけ
- (4) 中央材料室物品の返却と受領
- (5) 車椅子、ワゴン車、ストレッチャー、輸液スタンド等の手入れ
- (6) スリッパ、踏み台等の洗浄と手入れ
- (7) 内視鏡ファイバーの洗浄・片付け
- (8) その他使用物品の洗浄と後片づけ

7) 患者の搬送に関する業務

- (1) 各科外来、検査、レントゲン、エコー、リハビリ、その他への搬送

8) 検体・物品・伝票等の提出、搬送、受領に関する業務

- (1) 薬品、診療材料、消耗品、検体等依頼伝票の提出、搬送、受領、整備等

9) 調乳に関する業務

- (1) NICUにおける調乳業務

10) 検査前のベッドメイキング・検査後のシーツ交換及び物品の片付け

11) その他の業務

- (1) その他必要と判断される事項
(2) 甲が必要と判断した感染対策・医療安全に関する院内研修会の受講
(3) 使用物品の補充・請求

5 制服の支給

- (1) 受託者は、看護補助業務に携わる受託者の従業員に、清潔で統一されたユニフォームを契約締結後速やかに支給しなければならない。

6 健康管理

1) 予防接種

- (1) 受託者は、看護補助業務に携わる受託者の従業員に、B型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチン接種を行わなければならない。
(2) 受託者は、35歳未満の麻疹の抗体がない看護補助業務に携わる受託者の従業員に麻疹、風疹ワクチン接種を行うことが望ましい。
(3) 受託者は、看護補助業務に携わる受託者の従業員にツベルクリン反応の二段階法を実施することが望ましい。

2) 健康診断

- (1) 受託者は、看護補助業務に携わる受託者の従業員に年1回の健康診断を行わなければならない。